

住所に関すること		
Q1-1	南アルプス市に住民票がないと対象になりませんか。	申請日に、夫婦の両方または一方が、南アルプス市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。
Q1-2	対象期間中、南アルプス市に住んでいましたが、今は市外に引っ越しています。申請できますか。	申請日に、夫婦の両方または一方が、南アルプス市に住所を有していることが必要であるため、すでに市外へ転出されている場合は申請できません。
Q1-3	南アルプス市外で結婚して（婚姻届を提出）、南アルプス市に転入してきた場合、対象になりますか。	婚姻を機に、南アルプス市へ転入してきた場合は対象となります。※申請日に、夫婦の両方または一方が、南アルプス市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。
所得に関すること		
Q2-1	所得とは何を指しますか。	会社員など企業等にお勤めの方は、一年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。自営業の方は、一年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた金額です。複数の所得がある場合（例：給与収入＋一時所得など）は、これらを合算した金額となります。※手取り額ではありません。
Q2-2	所得はどの時点に基づいて確認すればよいですか。	令和4年所得分（令和5年度課税分） の夫婦それぞれの所得証明書または非課税証明書の合計により確認してください。
Q2-3	所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。	所得証明書または非課税証明書が必要です。源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与等以外に収入があった場合、それを把握することができませんので、 令和5年1月1日 時点で住民登録があった市区町村が発行する所得証明書をご提出ください。
Q2-4	令和5年1月1日 時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されおらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。	住民票等で課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、当該年の収入が確認できる資料（給与明細等の写し）を提出してください。課税基準日時点の為替レートを基準に所得額を推計します。また、収入がない場合は、無収入である旨の申立書兼誓約書を提出してください。
その他申請要件に関すること		
Q3-1	子どもがいる場合でも対象となりますか。	対象となります。 ただし、子どもの有無による追加の補助金等はありません。
Q3-2	再婚の場合でも対象となりますか。	対象となります。 ただし、夫婦のどちらかが、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく補助金の交付（ほかの自治体を実施するものも含む）を受けたことがある場合は対象になりません。
Q3-3	外国籍の夫婦でも対象となりますか。	対象となります。
Q3-4	公営住宅や地域優良賃貸住宅に入居している場合、補助の対象になりますか。	対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅に家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については、補助対象外となります。
Q3-5	生活保護を受給していますが、対象となりますか。	対象となります。ただし、対象となる経費（住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用）について、生活保護による生活扶助または住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については対象外です。
Q3-6	申請はいつからできますか。	年度ごとの申請受付開始案内は市HPで公開いたします。ただし、対象年齢や婚姻日、夫婦の所得合計の上限等は毎年変更になる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。また、実際に婚姻され、住宅賃借費用や引越費用の支払いを終え、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。
Q3-7	補助の上限額になるまで何度も申請できますか。	補助金の上限額に達してなくても、申請は一年度あたり1回までとなります。今年度の要綱では、上限額に達しなかった残りについては翌一年度中に限り1回申請が可能ですが、来年度以降も当該事業を実施するかは未定です。
Q3-8	婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合はどうなりますか。	申請時点で無職の場合や育児休業中（収入がない場合）であっても、夫婦の 令和5年度 所得証明による所得の合算で判定します。
Q3-9	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。	令和4年1月1日から令和4年12月31日 の間に返済した金額を控除することができます。奨学金返還証明書（提出が難しい場合は奨学金を返還したことがわかる領収書や通帳の写し）を申請書に添付してください。
Q3-10	年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか。	満年齢で計算します。（夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること）ただし、民法等の規定により、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。

Q3-11	申請時に南アルプス市に住民票登録がありますが、提出書類として、戸籍謄本や所得証明書、納税証明書を取得する必要がありますか。	【戸籍謄本】 南アルプス市に本籍がある場合は、不要です。 他市町村に本籍がある場合は、本籍地の市町村で戸籍謄本を取得してください。 【所得証明書・納税証明書】 令和5年1月1日現在、南アルプス市に住民票がある方は、不要です。 令和5年1月1日現在、他市町村に住民票があった方は、該当市町村で所得証明書及び納税証明書を取得してください。
Q3-12	領収書に記載が必要な事項は何ですか。	支払者氏名、金額、支払内容、支払日、支払先の記載が必要です。
Q3-13	領収書がありません。口座振込した用紙でもいいでしょうか。	銀行振込の控えや振込が確認できる通帳の写しでも可能です。 ただし、口座名義人、支払日、振込先、内訳、振込額がわかる書類（請求書等）が必要です。
対象経費に関すること（共通）		
Q4-1	費用の支払人は、申請者本人でないと対象となりませんか。	申請者またはその配偶者であれば対象となります。
Q4-2	婚姻日より前に住宅を取得、または住宅をリフォーム発注契約した場合は対象になりますか。	住宅購入は婚姻日から遡って一年以内に取得したもの（引き渡し証明書等の提出が必要）、リフォームは婚姻日から遡って一年以内に実施（発注契約）したものは対象となります。
Q4-3	複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。	要件を満たしていれば、補助上限額の範囲内で対象となります。ただし、申請は1回限りですのでまとめて申請してください。
Q4-4	契約書がなくても対象になりますか。	住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用について、契約書等の書面を作成することなく支払った費用については対象なりません。
Q4-5	婚姻しパートナーと同居していましたが、単身赴任で急きょ別居することになりました。補助の対象になりますか。	原則、夫婦が同居（同じ住所地に住民登録）していることが必要です。ただし、単身赴任等その他の夫婦双方が補助対象住宅の所在地に住所を有することができないやむを得ない事情があると市長が認めた場合（当該事情が婚姻日より後に生じた場合に限り）はこの限りではありません。
Q4-6	親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか。	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により内容が確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが客観的に確認できない場合は対象なりません。
Q4-7	夫婦の両方または一方の親等の親族が同居する場合にも補助対象となりますか。	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により内容が確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが客観的に確認できない場合は対象なりません。
Q4-8	契約名義人は夫婦の親ですが、夫婦のいずれかの口座から住宅取得費用または住宅賃借費用が引き落とされています。補助の対象になりますか。	夫婦名義で契約ができないやむを得ない事情（未成年・勤務先契約・低所得等）があり、当該事情が書類等で客観的に確認できる場合は、対象とします。
Q4-9	契約名義人は夫婦の親ですが、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象になりますか。	対象なりません。
Q4-10	住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合、どうなりますか。	建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）した場合は、建物の購入費用がわかる領収書等（例：領収書と内訳（建物と土地の購入費用の内訳が分かるもの））を提出してください。内訳書を提出する場合も、領収書は必要です。※不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、通常、建物に係る代金と土地に係る代金の区分は可能です。必ず建物のみの取得価格が分かる書類が必要です。
Q4-11	補助対象になる費用を教えてください。	婚姻に伴う住居取得の場合は、建物の購入費のみが対象。リフォームの場合は、婚姻に伴う住宅機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事にかかる費用。住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象となります。
Q4-12	補助対象にならないものを具体的に教えてください。	以下の通りです。
	住宅取得費に係る対象外区分	土地購入代、住宅ローン手数料、分譲マンションの管理費
	住宅リフォーム費用に係る対象外区分	倉庫・車庫にかかる工事費用、門・フェンス・植栽等の外構にかかる工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置にかかる費用
	住宅賃借費用に係る対象外区分	駐車場代、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵の交換代、光熱水費、火災保険料、家財保険料、契約一時金、保証金※ ※保証金については、地域の商慣習に従い、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質と判断できる場合に限り対象となります。

対象経費に関すること（取得）		
Q5-1	現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請することができますか。	申請できません。補助対象期間内に住宅を取得し、住民票を当該住所に置くことができれば申請可能です。
Q5-2	住宅取得の場合ほどの費用が対象になりますか。	建物の新築または購入費用が対象になります。土地の購入費用は対象になりません。
対象経費に関すること（賃借）		
Q6-1	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、家賃は勤務先に支払っている場合、対象となりますか。	対象となります。ただし、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細等により勤務先への家賃支払いが確認できる必要があります。
Q6-2	婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃貸している物件に、もう一方が入居する場合、補助の対象となりますか。	婚姻を機に、同居開始後に生じた費用については対象となります。
Q6-3	婚姻前に支払った賃借費用の敷金、礼金等は補助の対象になりますか。	婚姻を前提として同居する際に支払った場合は、対象となります。
Q6-4	婚姻する前から同居していた場合の賃借費用も対象になりますか。	婚姻後の賃借費用については対象となります。
Q6-5	婚姻する前から同居していたが、婚姻を機に新たな物件で賃貸借契約を締結し、同居する場合は対象となりますか。	引越費用（業者請負）、賃貸借契約締結時の敷金・礼金等、家賃等が対象となります。
Q6-6	月々の賃料に駐車場代が含まれて、切り分けができない場合はどうすればよいですか。	切り分けができない場合は、駐車場代を含めて補助の対象となりますが、契約書等で駐車場代相当額が確認できる場合は、賃料から駐車場代を控除した額を対象とします。
Q6-7	勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当は対象外になりますか。	対象外になります。 勤務先が発行する住宅手当支給証明書により手当支給額を確認させていただき、当該金額を控除した金額を対象費用とします。 (例：60,000円（1ヶ月の家賃・共益費）－10,000円（1ヶ月の住宅手当）＝50,000円（1ヶ月の補助額）)
Q6-8	勤務先から住宅手当が支給されていない場合も、証明が必要ですか。	必要です。住宅手当支給証明書により支給がないことを記載していただきます。
Q6-9	他の公的な住宅に関する補助を受けている場合、対象になりますか。	次の補助制度との併用は不可です。ただし、住宅リフォームにおいては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用が可能です。 ・こどもみらい住宅支援事業 ・地域型住宅グリーン事業 ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業 ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業 ・こどもエコすまいる支援事業 ・長期優良住宅化リフォーム推進事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・次世代省エネ建材支援事業 ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業 ・住宅エコリフォーム推進事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業 ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金 ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
Q6-10	他の公的な家賃補助を受けている場合は、対象になりますか。	対象になりません。
対象経費に関すること（リフォーム）		
Q7-1	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。	所有者である必要はありません。ただし、夫婦の両方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また、夫婦の両方または一方の名義でリフォーム工事を契約し、費用を支払っていることが必要です。
Q7-2	賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。	対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担するべき修繕費用であった場合は対象になりません。
対象経費に関すること（引越費用）		
Q8-1	引越費用の対象となるのはどのような費用ですか。	住居の移転のために引越し業者または運送業者への支払いに要する費用です。 レンタカー代、不用品の処分費用、ご自身で行うまたは親族や知人に依頼して引越した場合にかかった費用は対象になりません。
その他		
Q9-1	振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。	申請者名義の口座、もしくは申請者の配偶者名義の口座に限ります。
Q9-2	結婚新生活支援事業補助金は所得税がかかりますか。	一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。